

【高山市】公共工事の中間前金払に関する「Q&A」

Q1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 「高山市前金払事務取扱要綱」第2条に定めるとおり、1件あたりの請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事において、請負金額の10分の4以内を前金払として支払を行っておりますが、施工の中間期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 請負金額500万円以上の土木建築に関する工事が対象工事となりますが、当初の前金払を受領していることが必要です。

Q3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。部分払の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q4 中間前金払が請求できる条件は何ですか？

A 公共工事に要する経費のうち、請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事であって、既にした前金払に追加して行うもので、次の各号に掲げるものを満たしているものとします。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負金額相当額（以下「出来高」という。）が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

注意点

②について

施工前に提出された実施工程表で調査を行います。実施すべき作業内容が把握できるように工程表を作成し監督員の確認を受けてください。尚、施工途中で工程の変更が必要となる場合は監督員と協議し確認を受けた変更実施工程表で調査を行います。

③について

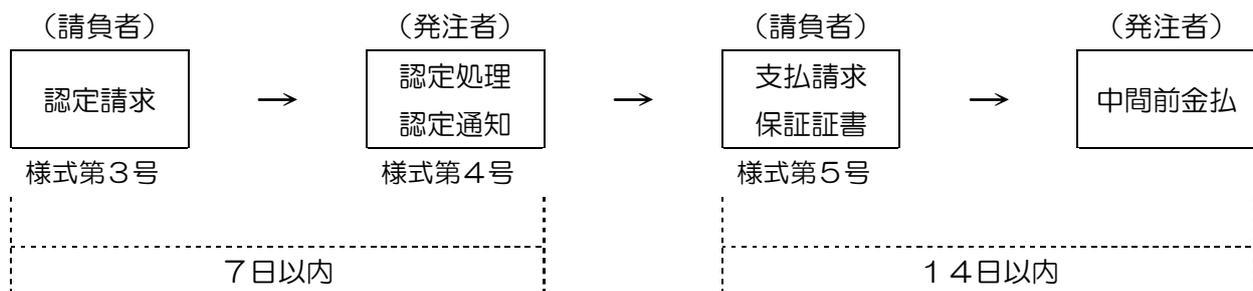
提出された実施工程表・履行状況報告書で調査を行います。検査は不要ですので、これに係る工事関係書類の提出は不要となります。

Q5 必要書類はどのようなものですか？

A 「中間前金払認定請求書」に「実施工程表」、「履行状況報告書」を添付して工事監督員に提出して下さい。

Q6 中間前金払の支払の支払いまでの期間はどれくらいですか？

A 発注者は、中間前金払にかかる「認定請求」を受理した場合、直ちに調査を行い中間前金払をすることができる要件を満足している場合に「認定通知」します。認定請求から通知を行うまでの期間は、7日以内と考えています。「支払請求書及び保証証書」を受理した日から、14日以内に中間前金払の支払いを行います。



Q7 請負契約が変更された場合の「中間前金払」はどのようになりますか？

A 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内であり、地方自治法施行令附則第7条の規定により、当初の前金払との合計が10分の6を超えることはできません。これらを踏まえ、下記の例を参照ください。

■増額変更の場合① (当初の前金払) → (増額変更) → (中間前金払)

・請負金額 1,000万円 ・増額変更 300万円 ・当初の前払金 400万円

$$\begin{aligned}
 & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} > \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\
 & = 13,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} > 13,000,000 \text{円} \times 20\% \\
 & = 7,800,000 \text{円} - 4,000,000 \text{円} > 2,600,000 \text{円} \\
 & = 3,800,000 \text{円} > 2,600,000 \text{円} \\
 & \text{中間前払金請求可能額} = 2,600,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

■減額変更の場合 (当初の前金払) → (減額変更) → (中間前金払)

・ 請負金額 1,000 万円	・ 減額変更 300 万円	・ 当初の前払金 400 万円
-----------------	---------------	-----------------

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} < \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\ & = 7,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 7,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\ & = 4,200,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円} \\ & = 200,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円} \\ & \text{中間前払金請求可能額} = 200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$